

**脱炭素**で利益対策！ **補助金**と併用できる**最大14%の税額控除**

# カーボンニュートラルに向けた 投資促進税制（CN投資促進税制）のご紹介

## CN投資促進税制とは？

「2050年カーボンニュートラル」実現を目指すため制定された税制で、環境負荷の低減を目指す設備投資に対して、税制優遇を受けられる制度です。幅広い企業で利用出来て、50%の特別償却や最大14%の税額控除を受ける事が出来ます。

**特別償却**

購入額の**50%**を  
経費計上可

または

**税額控除**

最大**14%**

税額控除はその事業年度の  
調整前法人税額の20%が限度です

中小企業者等 ▶ 10% (or 14%)  
上記以外（大企業含む）▶ 5% (or 10%)

## 対象設備

- ☐ 機械装置
- ☐ 器具備品
- ☐ 建物付属設備
- ☐ 構築物

※一般的なLED等の照明  
設備及びエアコンディ  
ショナーは対象外

**設備の取得前**に計画の認  
定を受けている必要があ  
ります

※**2026年3月末まで**に認定を受け、  
認定から**3年以内**に取得が必要です

※税制の対象は炭素生産性を1%以上向上させる設備のみ

## 補助金との併用も可能

**補助金と併用することで、財務的利益を最大化できます**

脱炭素化や、カーボンニュートラルに向けた取り組みについては、経済産業省や環境省だけでなく、各自治体も補助金を実施しています。

CN投資促進税制は、これらの補助金や先端設備等導入計画の固定資産の減免制度と併用するが可能です

## 税制の対象

**青色申告書を提出する認定事業適応事業者が対象（個人・法人）**

※資本金1億円超の大企業等も対象に含まれる（追加要件あり）

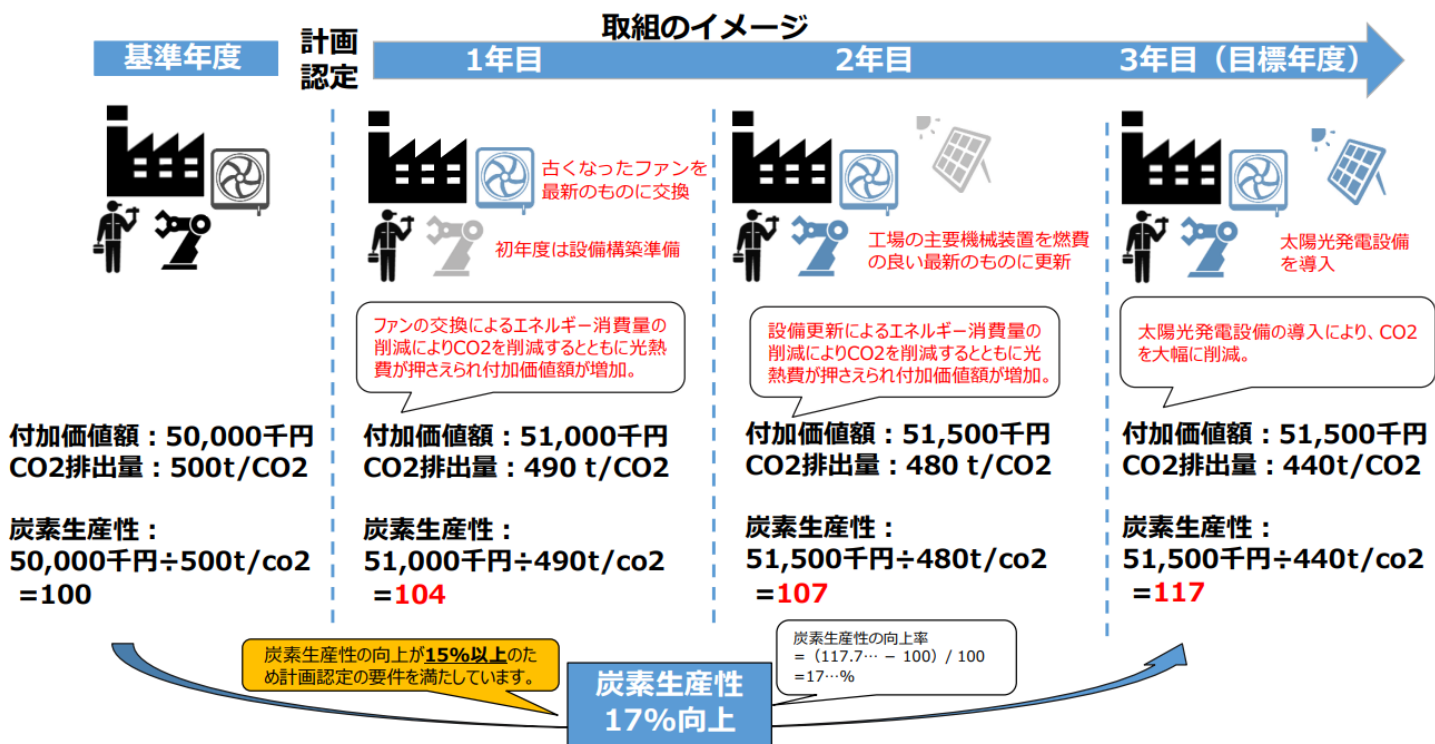
※中小企業者等は税額控除率に優遇あり



**税理士法人 日本経営**

# 作成が必要な計画の全体像

- 設備投資による効果以外も含めて、炭素生産性を3年以内に15%以上（中小企業者等の場合は、10%以上）向上させる計画を作成し、認定を受けます。



（出典：経済産業省ウェブサイト

「[https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku\\_kyoka/cn\\_zeisei.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/cn_zeisei.html)」）

## 炭素生産性とは

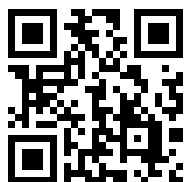
下記の計算式で算出されます。算出されたものを各年度で比較します。税制措置を受けるには、炭素生産性を計画全体で15%（10%）以上、設備単体で1%以上、基準年度より向上することが必要です。

$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

## お問い合わせ

各種補助金や、本税制の適用可否については、下記のQRコードよりお問い合わせください。



設備投資減税関係  
のランディング  
ページはこちら



無料診断のアンケート  
フォームはこちら  
※備考欄にCN税制希望  
とご記載ください